

第2回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和2年8月25日(火)
- 2 開閉時間 午前8時30分開会 午前9時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
5番 斉藤哲子 6番 佐々木辰善 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博
9番 松田直人 10番 相澤峰基 11番 北村浩光 12番 小川一也
13番 舟根 禎 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 長谷部事務局長、岡野主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 3番 坂上修、4番 佐藤美頭雄
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第3号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

議長

これから、第2回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、3番委員、4番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第4報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が3番から5番までの3件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は説明資料の1頁、2頁に載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案6頁をご覧ください。

報告第2号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は7頁から9頁をご覧ください。

7月20日に開催された第1回定例会の報告第1号で意見した5件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

続きまして、議案10頁をご覧ください。

報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、1番の現地確認委員、吉本会長、小

川委員及び斉藤委員の3人の指名について、専決処分しましたので報告します

報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第5議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案12頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は13頁、14頁をご覧ください。

番号が29番、1件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第6議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は17頁、18頁をご覧ください。

番号が4番、1件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、経营地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の3頁に載せてありますのでご確認願います。

令和2年7月20日開催の第1回定例会で別段の面積の区域指定した農地に係る売買です。

申請者は[REDACTED]で、空き家の所有者になります。

夫婦2人で農地の管理を行うと申請を受けています。

申請にあたって誓約書の提出があり、自治会組織への加入等を含め8項目の誓約事項について、了解をいただいております。

家庭菜園規模の各種野菜を作付けする計画ですが、耕作に関して、町内会などの地域の方から助言、協力をお願いしたいとの考えです。

農地法第3条の許可要件については、説明資料の4頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第7議案第3号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案20頁をご覧ください。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

現況証明の内容については、21頁、22頁をご覧ください。

番号が7番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

位置図は、説明資料の5頁に、航空写真は6頁、現地写真は7頁、調査票は8頁に載せてありますので、ご確認ください。

報告第3号で報告したとおり現地確認委員を指名し、8月12日に現地確

認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

12 番委員

はい、7 番の案件について、8 月 12 日、吉本会長、斉藤委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、昭和 52 年から住宅が建っており、相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

議長

それでは、議案第 3 号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 3 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 3 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

主幹

次回の定例会についてですが、9 月 25 日（金）の 8 時 30 分からで、考えていますが、よろしいでしょうか。

議長

よろしいですか。

委員

問題なしの声

議長

それでは、9 月 25 日（金）8 時 30 分からでお願いします。

主幹

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

続いてあっせん委員の指名ついてです。

議長

私から指名してもよろしいでしょうか。

委員

問題なしの声

議長

1 番は、3 番委員、6 番委員、2 番、3 番は、私と 1 番委員、5 番委員、4 番は、10 番委員、12 番委員、5 番は、6 番委員、11 番委員、6 番は、10 番委員、12 番委員、7 番は、2 番委員、4 番委員、8 番は、9 番は、7 番委員、8 番委員、13 番委員、10 番は、6 番委員、9 番委員でお願いします。

議長

それでは、以上をもって第 2 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。